	⑽　（注１）（注３）（注６）（注７）（注10）（注12） ⑾　（注１）（注４）（注７）（注10）（注12） ⑿　（注１）（注３）（注10）（注12） ⒀　（注１）（注８） ⒁　（注１）（注９） ⒂　（注１）（注２）（注３）（注７）（注10）（注11） ⒃　（注１）（注２）（注３）（注７）（注10）（注11） ⒄　（注１）（注２）（注３） ⒅　（注１）（注２）（注３）（注７）（注10）（注12）	［（注２）～（注４）　略］ （注５）　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 （注６）～（注12）　［略］
［２　略］		
３　再免許の申請の場合	(1)　（注１）（注２）（注５）（注10） (3)　（注１）（注２）（注３）（注10） (4)　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12） (5)　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12） (6)　（注１）（注２）（注10） (7)　（注１）（注３）（注６）（注７）（注10）（注12） (8)　（注１）（注６）（注７）（注10）（注12） (9)　（注１）（注10）（注12） (10)　（注１）（注３）（注６）（注７）（注10）（注12） (11)　（注１）（注４）（注10）（注12） (12)　（注１）（注３）（注10）（注12） (13)　（注１）（注８） (14)　（注１）（注９） (15)　（注１）（注２）（注３）（注10）（注11） (16)　（注１）（注２）（注３）（注10）（注11） (17)　（注１）（注２）（注３） (19)　（注１）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 ［（注２）～（注４）　略］ （注５）　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 （注６）　［略］ （注７）　放送法施行令第８条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。 （注８）～（注12）　［略］

	⑽　（注１）（注３）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑾　（注１）（注４）（注６）（注９）（注11） ⑿　（注１）（注３）（注９）（注11） ⒀　（注１）（注７） ⒁　（注１）（注８） ⒂　（注１）（注２）（注３）（注６）（注９）（注10） ⒃　（注１）（注２）（注３）（注６）（注９）（注10） ⒄　［同左］ ⒅　（注１）（注２）（注３）（注６）（注９）（注11）	［（注２）～（注４）　同左］ ［新設］ （注５）～（注11）　［同左］
［２　同左］		
３　再免許の申請の場合	(1)　（注１）（注２）（注３）（注９） (3)　（注１）（注２）（注３）（注９） (4)　（注１）（注２）（注３）（注９）（注11） (5)　（注１）（注２）（注３）（注９）（注11） (6)　（注１）（注２）（注９） (7)　（注１）（注３）（注５）（注６）（注９）（注11） (8)　（注１）（注５）（注６）（注９）（注11） (9)　（注１）（注９）（注11） (10)　（注１）（注３）（注５）（注６）（注９）（注11） (11)　（注１）（注３）（注９）（注11） (12)　（注１）（注３）（注９）（注11） (13)　（注１）（注７） (14)　（注１）（注８） (15)　（注１）（注２）（注３）（注９）（注10） (16)　（注１）（注２）（注３）（注９）（注10） (17)　［同左］ (19)　［同左］	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 ［（注２）～（注４）　同左］ ［新設］ （注５）　［同左］ （注６）　放送法施行令第５条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。 （注７）～（注11）　［同左］